

資金運用委員会運営規程

平成27年4月1日制定

令和2年6月15日改正

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人農業者年金基金業務方法書第25条第1項の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）に置かれた資金運用委員会（以下「委員会」という。）について、同条第2項の規定に基づき、委員会の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、基金の年金給付等準備金の運用に関して、専門的知識及び経験を有する者であつて理事長が委嘱する者で構成する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。なお、委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、委員長（委員長及びその職務を代行する者がいないときは、理事長）が招集する。

2 委員会は非公開とする。

3 委員長が必要と認める場合は、委員会の委員以外の者が委員会に出席することができる。

4 委員会は、委員長又はあらかじめ指名された職務を代行する委員の出席がなければ、これを開くことができない。

(回議等による委員会開催)

第4条 前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、委員会の審議を要する事項で、招集することが困難であるときは、委員に回議その他の方法により意見を求め、委員長の決定を受け、審議に替えることができる。

(理事長への報告)

第5条 委員会の協議結果については速やかに理事長に報告する。

(公表)

第6条 委員会の議事の概要については公表する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、関係役職員の協力を得て、資金部企画課において処理する。

附 則 (令和2年6月15日)

この規程の改正は、令和2年6月15日から施行する。